

みどりのキャンバスプロジェクト事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、広く県民の花と緑に対する意識の高揚を図るとともに、県民との協働による花づくりを進め、美しい魅力あふれる公園を実現することを目的とする。

(事業内容)

第2条 徳島県（以下、県とする）は、県営都市公園に設置されている花壇の一部を「みどりのキャンバス」として開放するとともに、花壇製作・維持管理等を行う民間団体（以下、団体とする）の募集を行う。

2 県は、前項の応募者の中から団体を決定する。

3 前項による決定を受けた団体は、原則決定日から翌年の3月31日までの期間、公共花壇にふさわしい良好な展示を実施する。

(展示の申込み)

第3条 展示を希望する団体は、県があらかじめ定めた期間内に展示申請書（第1号様式）を県都市計画課へ提出しなければならない。

(展示の決定)

第4条 県は、前条による申込みがあった者の中から花壇製作及び継続的な維持管理活動が可能で、花壇展示の植栽イメージ案が最も優秀であると認める者を団体として決定する。また、応募者多数の場合、県は、都市計画課員から構成される審査委員会を設置し、応募内容を審査の上、団体を決定する。なお、いずれの場合も県は、展示決定通知書（第2号様式）により団体に通知するものとする。

(展示期間の延伸)

第5条 団体は、展示期間の延伸を希望する場合、書面により県都市計画課へ提出しなければならない。

2 県は、事業の実施に影響のない範囲で展示期間の延伸を承認できる。

(維持管理計画書の提出)

第6条 団体は、決定通知の日付から15日以内に維持管理計画書（第3号様式）を県都市計画課へ提出しなければならない。

(展示の着手)

第7条 団体は、決定通知の日付から30日以内に花壇の展示に着手しなければならない。

(展示の責務)

第8条 団体は、公共施設にふさわしい良好な花壇の展示に努めなければならない。

(表示板の設置)

第9条 県は、団体名の入った表示板を製作し、団体の活動期間中はその表示板を花壇に設置するものとする。

(活動状況の報告)

第10条 団体は、活動状況報告書（第4号様式）を毎月作成し、翌月10日までに県都市計画課へ提出しなければならない。

(展示の終了)

第11条 団体は、活動期間満了後、展示終了報告書（第5号様式）を提出し、花壇を原形復旧しなければならない。

(展示の中止)

第12条 県は、団体が良好な展示を継続することが不可能と判断したときは、展示中止命令書（第6号様式）により、展示の中止を命じることができる。この際、団体は命令の日から30日以内に、花壇の原形復旧をしなければならない。

(展示の廃止)

第13条 団体は、展示を廃止しようとする場合、県に展示廃止申請書（第7号様式）を提出するものとする。県は、展示を廃止することが妥当であると認めたときは、これを受理する。この場合、団体は、受理の日から30日以内に、花壇の原形復旧をしなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、県と団体は必要に応じて協議を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月7日から施行する。